

8月は「人権文化をすすめる県民運動」 推進強調月間です

問い合わせ 人権推進課 ☎38-2055

人権文化とは、お互いの人権の尊重を感性として育み、日常生活の中で人権尊重を自然に態度や行動として表すことが文化として定着している社会を目指すことをいいます。

このたびは、外国人の人権について、兵庫県立大学環境人間学部准教授の乾美紀氏に、多文化共生をテーマに寄稿していただきました。



学校建設に関わったラオスの村の子どもたち

身近にある多文化に気づこう
みなさんはこれまでどこの国のかたと話したことがありますか。私は異文化に触れることが大好きなので、日本語以外の言葉を聞くと、そのかたがどこから来たのか、そこがどんな国なのか聞いてみたい気持ちに駆られます。異文化を知り、その中に身を置くと、物の見方や考え方が一気に広がり、自分の殻がどんどん破られていくように感じます。

芦屋市内でも近年、外国人の増加に伴い、日本語以外の言葉が耳に入ってくるようになりまし。住民登録数は約1500人にのぼっており、工場などに働きに来た日系ペルー人やブラジル人がたくさん住んでいます。最近、国際結婚家庭も増えたことで出身国も多岐に渡っており、親の日本語能力が不十分なことから家で勉強をみても、えらい子どもが増えています。まさに、多文化という現実が目の前にあり、異なる背景を持つ人たちが共に生きる多文化共生社会の在り方を考える時期にきています。

多文化共生社会に向けた2つのステップ

多文化共生を分かりやすく言うと、背景が異なる人たちの視点や考えを受け入れ、共に社会を築きあげることです。日本人は、違う肌の色の人や違う言葉を話す人に会うと、振り返って見ることがあります。まず異なる文化や習慣を受け入れ、正しく理解することが大切です。挨拶の習慣ひとつをとっても誤解が生じます。例えば、日本人は、外国のかたがたがスキップを取って挨拶するのを見たり、実際にされたりすると驚いてしまいます。しかしながら、彼らにとって、ス



ラオス山岳地帯の学校にて

自分の殻を破るチャンスに！

キンシップしない日本人の挨拶は、まるで人間関係が冷めているように映るのです。このような違いを特別なことと思わず、お互いが違いを尊敬し、あゆみ寄ることが多文化共生の第一歩です。国際交流イベントなどに参加し、異文化を正しく知ること、大きな一歩を踏み出せると思います。次に、相手が困っていることがないか敏感になることです。多文化共生社会では、多様な背景を持つ人たちがいることを当然と考へ、皆とどのように生きていくか行動を起こすことが求められます。言うまでもなく、言葉や文化の違いは生活するうえで大きな壁となりますので、困っている人に自然と手を差し伸べることを心掛けたいものです。

アメリカに学ぶ地域の実践

私は、約20年以上前に日本語教師としてアメリカに住んでいた時、ベトナム戦争で難民となり、アメリカに移り住んできた人たちに英語を教えるお手伝いをしていました。彼らが地域で生きていくために、ボランティアがアルファベットを教えたり、簡単な計算を教えたりと、やることは尽きませんでした。英語が話せず、不安がっていた子どもが英語の読み書きができるようになると、目がキラキラしたことが印象的でした。子どもたちに彼らの言葉を教えてもらったり、一緒に料理を作ったりしているうちに、自分が成長していることも自覚できました。先日、20年ぶりに難民たちのコミュニティを尋ねると、当時の子ども世代が大きく成長していることに驚きました。医者、弁護士、ソーシャルワーカーなど専門職に就いて地域を支えているのです。あの時、地域のボランティアが差し伸べた手が、形を変えて社会の大きな糧になっていました。

自分の殻を破れば社会も変わる

芦屋市内でも外国人の子どもへの教育推進方針が実践されています。姉妹都市提携を結んでいるアメリカのモンテベロ市と学生親善使節の相互訪問も行っています。私たちが意識を変え、異文化を知ろうとすること、困っている人に手を差し伸べようとするので、社会が変わっていきます。

市内の外国人が多く住む地域では、子どもたちの学習支援教室があり、そこで大学生や地域の人たちが勉強を教えています。スピーチコンテストなど多くのイベントを開催しています。年々、子どもたちが増えているため、ボランティアを必要としています。今後も教育を継続し、子どもたちが専門的な知識を身につけて地域を支えることが多文化共生社会を作っていく大きな一歩になります。彼らが地域の大きな力になってくれることを期待して、自分の殻を破ることができることに取り組んでいきます。

乾美紀(いぬい みき)氏

<プロフィール>

兵庫県立大学環境人間学部准教授。アメリカでラオスからの難民に出会ったことから、20年以上にわたってマイノリティの教育や多文化共生に関する研究を続けている。現在、神戸市東灘区で外国人の子どもたちに教育支援を行う「こうべ子どもにここに会」の運営委員やラオスに学校建設を行う学生国際協力団体「CHISE」の顧問として実践活動に関わっている。神戸大学大学院国際協力研究科修了後、大阪大学・神戸大学などで勤務。2012年より現職。

ヘイトスピーチ、許さない。ヘイトスピーチ解消のための法律が施行されました！！

特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動は、許されるものではありません。互いの人権を尊重し合う社会を共に築きましょう。

ヘイトスピーチによる被害など、人権に関する問題でお悩みのかたはご相談ください。

みんなの人権110番 ☎0570-003-110

問い合わせ 人権推進課 ☎38-2055

人権相談

- 相談日 8月9日・23日(火)午後1時～4時(毎月第2・第4火曜日)(当日午前中まで電話で予約受け付け)※1人1時間
- 会場 市役所東館3階小会議室1
- 相談員 人権擁護委員(法務大臣委嘱)
- 申し込み&問い合わせ 人権推進課 ☎38-2055



原爆死没者慰霊 黙とうのお願い

被爆71年を迎える広島・長崎では、原爆死没者の慰霊と平和祈念の式典が行われ、黙とうがささげられます。市民の皆さんも、1分間の黙とうにご協力をお願いします。



- 広島原爆忌 8月6日(土) 午前8時15分
 - 長崎原爆忌 8月9日(火) 午前11時2分
- 問い合わせ 人権推進課 ☎38-2055